

地域を支える組合員の経営継続を支援します。

経営継続補助金のご案内 (2次公募)

◎10月16日、1次公募の採択が公表され、その後、2次公募の日程が確定致しました。

【受付期間】

令和2年10月19日(月)~11月2日(月)

【実施期間】 交付決定日~令和3年2月28日(日)

ただし、取組みは令和2年5月14日(木)まで遡及可能

補助対象者の要件等は、前回のご案内と同様です。

※パソコン入力を希望される方は、JA紀の里のホームページからダウンロードできます。

組合員様専用ページからログインしてください。

書類の形式はエクセルデータ(Excel)です。

経営計画の作成や取組をJA(支援機関)がサポートします!

(※支援機関の支援を受けながら取り組むことが補助の要件です)

詳しくは、

JA紀の里営農センター 電話:0736-77-0810

又は、各支所 営農指導課・購買課 にて、ご相談ください。

【必要書類】 【留意事項】 は裏面をご覧ください。

【必要書類】応募をご希望される場合は、以下の書類をご準備ください。

- 申請書類（申請書、経営計画書、支援機関確認書、理由書（車両を購入する場合）
※これらの用紙については、JAにてご準備いたします。（又はHPからダウンロード）
- 本補助金を活用して購入しようとする資材等の見積書又は、請求書および領収書
- 直近の経営状況のわかる書類（下記のいずれか）
 - ①直近の確定申告書（第一表、第二表）
※税務署受付印のあるもの
 - ②所得税青色申告決算書（1～4面）※4面を作成していない場合は1～3面
 - ③収支内訳書（1・2面）

※新規就農者等は開業届けの添付が必要となります。

※法人の場合、また共同申請の場合は、別の書類が必要になる場合があります。

（申請書類の作成にあたって、その他の書類のご準備をお願いする場合があります。）

【留意事項】

- 事業実施期間は**令和2年5月14日(木)～令和3年2月28日(日)**です。
原則、補助対象経費の支払いはこの日までに全て完了して下さい。
- 経費の支払いは、口座取引が原則です。
1取引10万円(税込)を超える場合の現金支払いは、認められません。
また、実績報告の際、納品書または請求書及び領収書が必要です。
- 交付決定後、計画内容に変更があった場合は、必ず営農センターへご連絡ください。
- 本事業について、JAは伴走支援を行いますが、審査結果・交付額等についての決定権は、JAにありません。不採択においての責任は負いかねますので、何卒ご了承ください。